

# 会議の経過

開議 午前10時00分

令和7年7月15日

議長（高橋拓生君）

ただいまから、令和7年平泉町議会定例会7月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開き願います。

本定例会7月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開き願います。

定例会7月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、大友仁子議員及び4番、氷室裕史議員を指名いたします。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会7月会議の会議期間は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第3、議案第33号及び日程第4、議案第34号の条例案件1件、補正予算案件1件、合計2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件1件、補正予算案件1件、合計2件につきましてご説明申し上げます。

最初に条例案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第33号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でありますが、5ページに記載のとおり、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、共通機能として設けられる住登外者宛名番号管理機能を扱う事務において、個人番号の独自利用を行うことについて必要な事項を定めるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

議案第34号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和7年度平泉町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ931万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ54億469万円としようとするものでございます。

以上、提案いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明があった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第33号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書の3ページをお開き願います。

議案第33号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、令和3年に施行されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び令和6年に示された地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、地方公共団体情報システムの標準化において、共通機能として設けられる住登外者宛名番号管理機能を令和7年8月18日から活用できるようにするために、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第33号参考資料、新旧対照表によりまして条例改正の内容についてご説明をいたします。

初めに、第2条ですが、新たに第8号及び第9号を追加し、住登外者及び住登外者宛名番号管理機能のそれぞれの用語の意義を定めるものです。

第4条第4項では「前2項の規定による特定個人情報」を「第2項の規定による特定個人情報又は第3項の規定による利用特定個人情報」に改めるものです。

次に、これまでの第5条を第6条に移動し、新たに第5条、特定個人情報の提供を追加します。

第5条第1項では、マイナンバー法第19条第11号に基づき、住登外者宛名情報を照会及び提供できる機関や事務などを別表第3に定めることを、第2項では、住登外者宛名情報の提供があった場合において、その他の条例や規則などで住登外者宛名情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、住登外者宛名情報の提供をもって当該書類の提出があつたものとみなすことを規定するものです。

次に、別表の改正ですが、別表第1では、町長部局、教育委員会部局ともに住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として加えるため、2の項、町長と3の項、教育委員会を追加するものです。

別表第2では、既に規定している独自利用事務の医療費助成事業においても住登外者宛名情報を利用できるよう、特定個人情報の欄に住登外者宛名情報を追加するものです。

また、新たに追加する別表第3では、教育委員会事務局の照会に基づき、町長部局の管理する住登外者宛名情報を提供できるように規定するものです。

以上が改正の内容となります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

三枚山でございます。

直接的には今回は住登外者の宛名関係のわけですけれども、このいわゆるクラウド化、国が進める標準化の関係で関連するので、セキュリティー上の問題、インターネット上でというところなので、それがあるのだろうなとまず思いますし、それから標準システム18ということ、町村が18ということですが、平泉独自で、ほかの自治体も出すと思うのですけれども、独自のその行政サービスがその標準化に入らない場合というのは何か不具合があるのでないかなということと、それから、いわゆる8月17日から移行ということですけれども、移行に伴うこの仕事量ですか、職員の。仕事量の問題というのがあるのだろうと。

それから、住登外者の関係でいうと、1万幾らの名簿と言いましたっけね。この直接的なところではこの関係の不具合というのではないのか。随分名簿もあるものだなと思いましたけれども、不具合がないのかなと思います。

そして、もう一つはやっぱり経費の問題です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山議員。一問一答でいきますので。

6 番（三枚山光裕君）

そこはあるのだろうというふうに思います。それを、まず1つはセキュリティー上の問題ですが、その辺はどういうふうになるのか伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今回のシステムにつきましては、マイナンバー法の中での位置づけにはなりますけれども、マイナンバーの活用するシステムは一切活用しないということになりますので、そこら辺の心配はございませんし、それから、今使っている基幹住基のシステムとかの改修ということになりますので、これまでどおりのセキュリティーは確保をしていくということになります。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

もう一つは、町独自のサービスというのがあると思うのですよ。その今度の協議に入る。その辺の不具合というのはないですか。伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

町独自のサービスに関するご質問ですが、そのご質問については、例えば、町で独自に行っている医療費助成とかですね、そういったことのシステム運用と、この標準化システムとの関連性についての影響ということというふうに捉えますと、全国共通のシステム化が行われる中で、その情報をを利用して町の独自のシステム運用を図っていくということですから、それに関する調整といいますか、システムに係る経費等も若干発生はいたしますが、大きく混乱するところがないように切り替えていくということを考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

もう一点ですが、そもそもこれいわゆる個別、自治体ごとにやっているということで、非効率だという言葉は使っていませんけれども、国は。そういった人手もかかるし、それがこう簡素化できるのだということと、それから、これまでDXとかといってデジタル化進めてきて、なかなかクラウド化も進まないというところを進めるという問題、それから、住民サービスを全国的に共通してこれやれるようにというようなことを理由に言っているわけです。

1つ、その経費の問題なのです。これによって経費が2倍にかかる、あるいは5倍だという自治体もあります。東京都は1.6倍と言っていました。そうすると、経費を抑えるためだと言ひながらかかるわけですが、当町の場合どういうふうになるのでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まず、経費につきましては、初期導入経費と維持管理経費、いわゆるイニシャルコストとランニングコストということですが、初期導入、イニシャルコストにつきましては国の補助金がございまして、具体的に申し上げますとデジタル基盤改革支援補助金というようなものがございまして、この標準化、共通化につきましては計画的に行われておりますし、令和4年度から取り組まれておりますし、これまで文字同定とかいったような形の取り組みを令和4年、5年と行って、その後いろいろな移行を行ってきているという中で、これらが今申し上げた補助金については、それぞれの年度で10割補助ということで、その係る経費についてはその財源として充当を行ってきておるところでございます。ランニングコストにおきましては、現在のところ具体的にどれくらいというような形はまだ見えている段階ではございませんけれども、地方交付税の算定経費の中に、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用について、その移行状況に応じて算定することとしているという國の方針が示されておりますので、そういった財源が今後見込まれるということでございます。しかしながら、先ほど申し上げた既存のシステムを移行していく中で、いろいろな経費が発生していたり、職

員の負担等もあるわけでございますけれども、それらについては、これはもう既に計画として定められたものでございますので、計画的に職員の研修等も含めて行なってきているということで、その辺、円滑に職員の負担もできるだけ少なくするような中で対応してきているところでございます。切替えが8月から順次ということでございますので、そのように進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

では最後にというか、いずれ中核都市だったかな、盛岡も入っていたか、いずれこの経費の問題はやっぱり実際かかるのでなんとかしてくれということ言っていましたし、さっきの東京都1.6倍も、東京都独自もたしか申し入れていたと思うのですよ。

そういう点では、交付税措置で本当に入ったか入らないか分からぬことになるのだと思うのですが、かえってコストがかかるということでは問題だと思いますので、セキュリティーのことも含めしっかりと取り組んでいただきたいと。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第3号）について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議案書7ページをお開き願います。

議案第34号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせて

いただきます。

本補正予算案につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の早期実施に必要な予算を計上するため、今議会に提案させていただくものでございます。

議案書8ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金904万8,000円、これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金26万8,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額931万6,000円でございます。

議案書9ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費331万1,000円、これには生活困窮者エアコン購入費等補助金320万円が含まれております。

6款農林水産業費、1項農業費600万5,000円、これには物価高騰対応農業用省エネ機器等整備支援事業補助金600万円が含まれております。

歳出合計補正額931万6,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

ここで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

11ページの3目環境衛生費の中の18節負担金補助及び交付金の中の320万円、生活困窮者エアコン購入費等補助金に関してなのですが、手続上の流れをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

生活困窮者のエアコン購入費の補助金の手続でございますけれども、一旦、見積書、申請書を頂いた上で、その内容、非課税世帯かどうか、それから機種、そういったエアコンのものかどうか、そういったところを確認した上で交付決定を出して購入いただくというような手続きで今考えてございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

去年までの省エネ家電買換え事業もありましたが、かなり手続きが頻繁で、買う前に見積書とか提出して、買った後も写真を撮ったり、結構大変な手続きだなと思っていましたが、今回もそのような写真まで必要なのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

今回に關しましても、やはり写真の提出をいただこうと思ってございますけれども、あくまでも個人で買っていて、事業用ではないというようなところも確認したいというところもございますので、説明の際に關しましては丁寧に説明して、そういう手続書類の関係も混乱のないように対応していきたいと思ってございます。

議 長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今回のこのエアコンの補助金なのですが、上限が8万円で40世帯分ということで、8月1日から12月26日までで、その間に40世帯を超した場合はどうなりますか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

逐次執行状況を確認いたしますし、今回の物価高騰の交付金を活用させていただいてございますので、交付金の担当課とも交付金の活用状況を確認しながら、対応できるかどうか検討してまいりたいと考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5 番（阿部圭二君）

同じ18節の生活困窮者エアコン購入費等補助金についての質問ですけれども、議会前の説明では、エアコンの設置について、2台目以降でも導入していいよということなのですけれども、これについて、初めての人と2台目以降の人である程度優先度というのはあるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

初めての方と2台目の方での差というのは特に考えてございませんけれども、必要度というかそういうところを周知いたしまして、必要な方になるべくつけていただくような形で事業のほうを進めていきたいと考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

もう一点、同じ部分で質問ですけれども、エアコンを使うと電気料金が高くなるなんて思っている方もかなりおられると思うのです。それによってエアコンをつけることを控えたりする場合も考えられます。それについての周知方法みたいなのは、そんなにかからないですからどうぞつけてくださいみたいな周知方法も必要かなと思うのですが、それについては考えありますか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

エアコンの設置に伴っての電気料を懸念される方は当然いらっしゃるかと思いますけれども、今年は特に暑いというところで、熱中症に気をつけていただきたいというところで、そういういたところを主にエアコンの設置についても促してまいりたいと思います。また、民生委員さんとかケアマネジャーさんとかそういった方々にご協力いただいて、そういう健康管理工作を活用していただける方に関しましてはエアコンの設置、あとはエアコンを使っていただくというようなところで進めてまいりたいと考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

12ページの農業機械の物価高騰の支援の関係です。名前が今すぐ出てきませんけれども。

それで、28%相当だったと思うのですけれども、農水省の、いわゆる5年に1回の、農業機械だと4.2とかとなっていたりするのですよね。そういう点で積極的でいいというふうに思います。

それから、先月補正の農業機械の支援ももう既になくなるということも聞いて、米の増産とか、本当に意欲を持ってやるという点では積極的でいい政策だとは思うのですけれども、この根拠というのかな、その28%となった理由というのを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

物価上昇率が今23%ということで提案しているのですけれども、こちら農林水産省の農業物価統計調査というものがありますけれども、令和2年を100とした場合に、令和7年4月現在でのぐらい値上がりしているかというような指標でございまして、それが令和7年1月から3ヶ月の平均でいいとすると、令和2年が100に対して123というところでございますし、令和7年4

月現在ですと124ということになります。こちらの指数を使いまして、上昇率が24ぐらいになる  
というようなところで見込んでおります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和7年平泉町議会定例会7月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時27分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 大 友 仁 子

同 水 室 裕 史